

ご家族様各位

特別養護老人ホーム 恒春ノ郷
施設長 平野 貴之

介護報酬改定に伴う料金に関して

小満の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 8 年 6 月及び 8 月に介護報酬の改定が実施されることとなりました。令和 8 年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」(令和 7 年 12 月 24 日) 及び Vol.1481 令和 8 年 3 月 13 日厚生労働省老健局介護保険計画課発出介護保険最新情報より一部抜粋しご案内いたします。

1、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)において、「介護分野の職員の処遇改善については、(中略)他職種と遜色のない処遇改善に、令和 8 年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和 9 年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講ずる。

- ・介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月 1.0 万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月 0.7 万円(2.4%)の上乗せ措置を実施する。

*合計で、介護職員について最大月 1.9 万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給 0.2 万円込み)が実現する措置。

- ・上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。(後略)
- ・また、令和 9 年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1 日当たり 100 円引き上げる(低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は 1 日当たり 30~60 円引上げ)。

なお、令和 9 年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

2、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件について(令和 8 年 3 月 13 日)

- ・令和 7 年 12 月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書を踏まえ、負担能力に応じた負担を図る観点から、介護保険施設等における居住費又は滞在費に対して支給される特定入所者介護(予防)サービス費について、支給額の見直しを行うものであること。

以上

前述の1及び2により、下記の通り料金の改定があります。

令和8年6月より（介護職員等処遇改善加算）*全ご利用者が対象となります。

現行	改定後
所定単位数×140/1,000	所定単位数×176/1,000

*単位数は介護度やサービス内容によりかわります。

*あくまでも目安となりますが1割負担の方で¥1,200円～1,300円/月増。

令和8年8月より（基準費用額（食費））

対象となる方	現行	改定後
第3段階①	650円/日	680円/日
第3段階②	1,360円/日	1,420円/日

令和8年8月より（負担限度額（居住費））

対象となる方	現行	改定後
第3段階② 多床室	430円/日	530円/日
第3段階② 従来型個室	880円/日	980円/日

ご利用者・ご家族様には、引き続き安心してご利用いただけるよう、職員一同努めてまいります。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。